○総務省令第十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百八条第一項第一号及び第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月三十日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項、第40条の５関係）

［略］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
１　第14条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
２　第14条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
２の２　第14条第２号の２に掲げるもの							

改正前

様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項関係）

［同左］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
１　第14条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
２　第14条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						

3　第14条第3号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの								
	(2)　同号ロに掲げるもの								
	小　計								
4　第14条第4号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの								
	(2)　同号ロに掲げるもの								
	小　計								
合　計									

［注１・２　略］

３　１の項(2)、２の項(2)、２の２の項、３の項(2)及び４の項(2)の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

［４～７　略］

［第２表　略］

3　第14条第3号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの								
	(2)　同号ロに掲げるもの								
	小　計								
4　第14条第4号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの								
	(2)　同号ロに掲げるもの								
	小　計								
合　計									

［注１・２　同左］

３　１の項(3)及び２の項(3)の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。

［４～７　同左］

［第２表　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。